

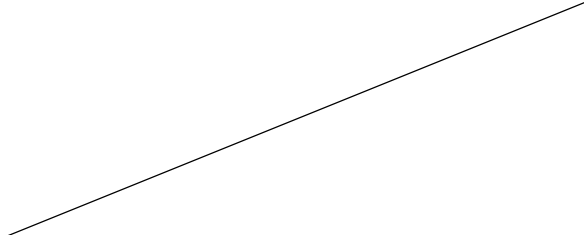
葛飾区男女平等推進審議会(第1回)のご意見等

1 政策・方針決定過程への女性の参画状況調査結果について
(特に意見はなし)

2 第5次葛飾区男女平等推進計画進捗状況調査報告について(令和2年度分)

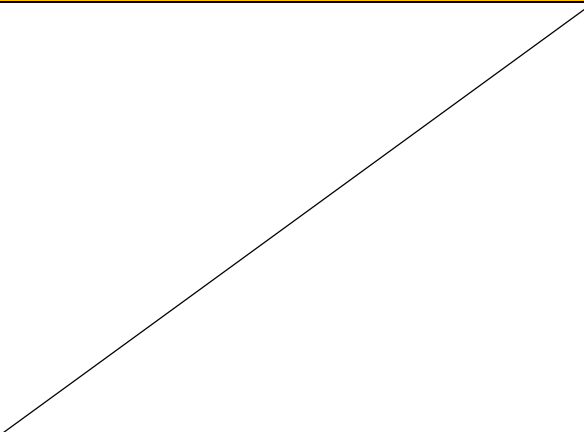
委員のご意見・ご質問(要約)	事務局の回答(要約)
葛飾区もDVの相談件数が増えたということだが、相談内容や、そこで被害を受けたDV行為の特徴や傾向は掴んでいるか。	今年度のDV相談の特徴はまだ精査していない。今までDV被害に遭われていた方や、継続して暴力を受けていた方が、暴力内容が酷くなり、相談につながったと考えられる。
全国のDV相談室の結果を見ると、相談してくる層が変わったとか、初めての相談が多い。今まではDVという認識がなかったが、比較的若い層がSNSで初めて相談してみた、という傾向があるので、精査すると今後の相談の参考になる。	/
「子どもとその家庭に関する様々な相談」について、2,500件強の相談があったということだが、児童本人から何件くらいあったのか、これに対する相談で、どれくらい納得していただけたのか。	次回の審議会で情報提供する。
「子どもとその家庭に関する様々な相談」について、件数は延べ件数か。	新規・継続の内訳はないため、確認する。
「子どもとその家庭に関する様々な相談」について、2年度は2,500件強ということで、すごく増えている。新規で相談窓口を設けたことで、相談しやすくなった、周知ができた、ということだと思う。相談しやすいツールが上手くいったのではないかと。検証して、DV等の周知の方法などについても応用して欲しい。	暴力等の増加が懸念されたため、関係各課で連携してDV・子ども・いじめ・高齢者・虐待等の相談窓口について、区のホームページ、広報かつしか等を活用して、これまでにないほど周知に努めた。そうしたことで、相談機関に繋がっていくことができたと考えている。

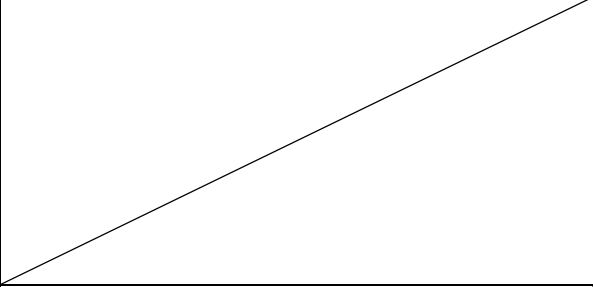
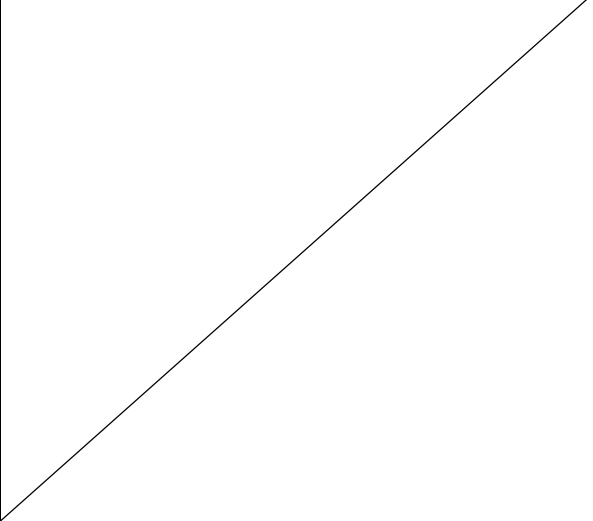
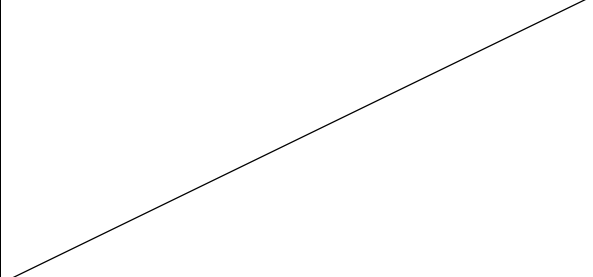
委員のご意見・ご質問（要約）	事務局の回答（要約）
<p>「子どもとその家庭に関する様々な相談」について、コロナで何らかの影響があったのではないかと。これだけの相談があるということは、もっと下に、相談には至らないけれども、芽がたくさんあるということ。「相談の多くは、保護者の病気等により」とあるが、これはコロナで仕事が減ってしまったとか、経済的なものとか貧困も入っているのかどうか。もしそうであれば、相談を受ける前に、こういう人たちからの相談が増えているので、もっと前にこういう手を打つべきでないかと、予防の提案を必要な団体や政治に向けていけるのではないかと。個別対応はしていると思うが、全体へのフィードバックという点で、拾った相談をぜひ次につなげていって欲しい。</p>	<p>相談内容から必要な支援につなげていけるよう取り組んでいきたい。</p>
<p>「配偶者暴力相談支援センター事業の取組」について、「実施内容」の中で、「保護命令関与件数0件」となっているが、これは保護するほどの重大な暴力事件がなかったため、関与しなかったという解釈でよいか。</p>	<p>令和元年度に引き続き、保護命令の関与に関する件数は0件となっている。</p>
<p>「学校での人権教育の推進」と「学校における男女平等にかかわる適正な指導」について、「すべての学校において人権教育の全体計画及び年間指導計画を作成し、指導を徹底した」と書いてあるが、どの学年からこれを行って、何回くらい、何時間くらい行っているのか、それに伴って子どもたちがどれくらいの理解を示したのか。「学校における男女平等にかかわる適正な指導」についても、どれくらい子どもたちが理解したのか。アンケートを取った方がよい。</p>	<p>教育委員会の指導室から、アンケート調査や、テストなどで数値化する調査等はしていない、という回答だった。人権教育プログラムに基づき年間指導計画に位置付け、児童・生徒の発達段階に応じた指導に取り組んでおり、教員への研修も実施している。</p>

委員のご意見・ご質問（要約）	事務局の回答（要約）
<p>学校における人権教育、男女平等教育について、中長期的な取組が必要。学校での男女平等教育をどう進めていくか、関係の部署に、審議会の意見を伝え、検討してもらいたい。</p>	

3 令和2年度第5回審議会のご意見等のまとめについて
（特に意見はなし）

4 葛飾区男女平等推進計画（第6次）（素案）の検討について

委員のご意見・ご質問（要約）	事務局の回答（要約）
<p>2021年3月に、内閣府の「女性に対する暴力専門調査会」から、「DV対策の今後のあり方」という報告書が出ている。現状と今後の課題、そこに改正すべき点も指摘されている。保護命令を申し立て出来る暴力の範囲が狭すぎるということで、「精神的暴力」（内閣府の言葉だと「心理的攻撃」）、「性的暴力」も含めるべきだ、という提言をしている。</p>	
<p>第3章 36 ページ「ワーク・ライフ・バランス情報誌の発行」が新規で計画されている点について、今の若い世代の人は本当にスマホしか見ない。それくらいの気持ちで情報発信をしていかないと、新しい切り口が開けないのではないか。紙のものをホームページにアップするのではなくて、最初からスマホの動画や映像で周知するという視点で作って、後で紙にする、くらいのつもりで進めていただきたい。</p>	<p>全世代に向けた情報発信をしていきたい。実態は、紙を持って帰っていただいて、講座を申し込む、という状況が多いので、動画配信やまずデータを作る、という部分については、今後の課題として事業に活かしていきたい。</p>

委員のご意見・ご質問（要約）	事務局の回答（要約）
<p>59 ページ「施策の方向2」、「学校での人権教育の推進」について、学校の校則の一部に、人権を踏みにじっている、多様性を尊重していないのではないか、という点がある。多様性の尊重というところでは、子どもに教育しても「そんなことを言われても、学校が単一化を求めているんじゃないか」と、子どもから疑問を持たれても仕方がないと思う面がある。教育委員会や校長先生等、組織的なところに対しての問題提起や教育が必要ではないか。</p>	<p>教育委員会に審議会での意見を伝える。</p>
<p>26 ページ、学校等における男女平等教育の推進に、「教員や保育士を対象とした男女平等教育を進めるための研修等を行います」と書いてあるが、地域や民間活力を活かしていくのが良いのではないか。</p>	
<p>37 ページの施策の方向3、企業の労働環境改善に向けた支援で、ワーク・ライフ・バランス支援アドバイザーとあるが、環境をどう変えていくかが一番大事であって、形を作るところではないのかと思う。形を決めてからというよりは、いかにこういうことが必要だということを、啓蒙していく方が先なのではないのか。啓蒙活動をして、葛飾区でワーク・ライフ・バランスにまい進していく、というのが必要ではないか。</p>	
<p>国際的な社会の視点ということで、世界経済フォーラムで男女不平等率がとても低い数字だった。男女平等意識を高めるには、現時点での国際的な、客観的な位置づけをまず認めたいうえで、取り組むことが必要だと思う。</p>	

委員のご意見・ご質問（要約）	事務局の回答（要約）
<p>32, 33 のワーク・ライフ・バランスについて、図9一番上に「賃金が上昇する」と、お金のことがある。幸福度調査では、経済的負担や、子育ての負担を感じている女性が多いということなので、ぜひこの5か年計画で「子どもがいて働いている女性」が、もっと「幸せだ」と感じられるような葛飾にしていきたい。5か年計画で、そのような幸福度チェックの調査を、2年後か3年後に一度やっていたらと思う。</p>	

5 第1回審議会のまとめ

第6次計画における「審議会等における女性委員の割合」の成果指標を提案。また、『「DV被害者の相談窓口が行政にあることを知っている」の回答割合』と『DV被害者が「相談したことがある」の回答割合』の成果指標を改めて提案し、確定した。